

九・十世紀の牛車の種類とその乗車身分

古 谷 紋 子

はじめに

本稿は、六国史、『西宮記』、『新抄格勅符抄』にみられる牛車の種類を時系列に配列し直し、得られた知見に基づき乗車身分を考察するものである。

牛車については多くの研究がある。⁽¹⁾それら牛車に関わる書物を繙くと、とくに高い身分の者が乗車する唐車の説明に始まり、牛車の車種がいくつもあること、おおよその乗車身分など細部にわたり、たいへんよく理解できる。しかしながら、いずれも有職故実的な説明に終始し、それぞれの牛車がいっ出現したかの説明はない。⁽²⁾牛車は豊富な車種を持つ乗物だが、それらの車種がいっから出現するのは不明である。そこで、始源は不明であるものの、牛車の記述がみられはじめる六国史を中心に牛車に関わる記述について検討する。つぎに牛車の車種をまとめて記述する史料としては、『西宮記』と『新抄格勅符抄』がある。さしあたって、この二つの史料にみられる牛車の車種に絞り、時系列の配列を試みるものであるが、同時期にみられる牛車の車種として唐車をあげることが出来るので、それも考察の対象に加えることにしたい。これらの牛車の車種を絞って時系列に配列するという試みは、とりもなおさず、その車種の牛車を利用する身分に言及することでもある。

第一章では、六国史・『西宮記』・『新抄格勅符抄』にみられる牛車を抽出し、その牛車に乗る身分を検討する。つぎに第二章は、前章で抽出した牛車の出現期と乗車身分を検討し、九・十世紀の牛車の種類と乗車身分を考える。

なお、六国史・『日本紀略』『延喜式』・『新抄格勅符抄』は新訂増補国史大系、『西宮記』は故実叢書、『吏部王記』は史料纂集、『小右記』『御堂閔白記』は大日本古記録、『枕草子』は新日本古典文学大系、『栄花物語』は新編日本古典文学全集に拠った。また『延喜式』の条文番号及び条文名は、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式 上』（集英社、二〇〇〇年）の条文番号・条文名一覧による。

一、六国史・『西宮記』・『新抄格勅符抄』にみられる牛車

1、六国史にみられる牛車

① 『日本後紀』弘仁三年（八二二）八月癸巳（八日）条

流_二僧良勝於多檜嶋、以_二与_レ女同車_一也、

② 『日本後紀』の弘仁六年（八一五）十月壬戌（二十五日）条

勅、（中略）内親王・孫王及女御已上、四位已上内命婦、四位参議已上嫡妻子、大臣孫、並聽_レ乘_二金銀裝車_一、自余一切禁断、

③ 『統日本後紀』承和九年（八四二）十月丁丑（十七日）条

文章博士從三位菅原朝臣清公薨、（中略）^{承和}六年正月叙_二從三位_一、老病羸弱、行步多_レ艱、勅聽_下乘_二牛車_一、到_中南大庭梨樹底_上、

④ 『日本三代実録』貞観三年（八六一）二月十八日条

（藤原朝）
皇太后臨^{（藤原良房）}御太政大臣東京染殿第、（中略）夜分之後、還^{（藤原良房）}御本宮、太后可^レ御^{（藤原良房）}鳳輦、而今日用^{（藤原良房）}牛車、

⑤ 『日本三代実録』貞観三年（八六一）二月二十五日条

皇太后向^{（藤原良房）}大原野神社奉^{（藤原良房）}幣、御^{（藤原良房）}牛車、以^{（藤原良房）}藤原氏六位已下^{（藤原良房）}為^{（藤原良房）}御車從者、

⑥ 『日本三代実録』貞観十七年（八七五）九月九日条

神祇伯從四位下兼行美濃權守藤原朝臣良近卒、（中略）良近為^レ人強力、嘗酣醉乘^レ車而行、戲謂^{（藤原良房）}同車者^{（藤原良房）}曰、吾欲^{（藤原良房）}令^{（藤原良房）}此牛不^レ行、乃以^{（藤原良房）}手據^{（藤原良房）}車床、閉氣堅坐不^レ動、牛張^{（藤原良房）}四足、立而不^レ前、其臂力過^{（藤原良房）}人如^{（藤原良房）}此、

⑦ 『日本三代実録』元慶三年（八七九）十月二十四日条

寅時、太上天皇駕^{（藤原良房）}牛車、幸^{（藤原良房）}大和国、勅遣^{（藤原良房）}參議從三位行左衛門督兼美濃守源朝臣能有、率^{（藤原良房）}六府將曹・志・府生府別各一人、近衛・兵衛・門部各十人、奉^{（藤原良房）}衛^{（藤原良房）}太上天皇、太上天皇勅還^{（藤原良房）}參議源朝臣能有及六府官人以下、但參議從三位行治部卿兼備中守在原朝臣行平、參議右大弁從四位上兼行肥後權守藤原朝臣山蔭奉^{（藤原良房）}從之、

⑧ 『日本三代実録』仁和三年（八八七）八月七日条

散位從四位上文室朝臣卷雄卒、（中略）卷雄身體輕捷、甚有^{（藤原良房）}意氣、嘗戲騰躍、脚踏^{（藤原良房）}駕^{（藤原良房）}車牛額、超越立^{（藤原良房）}於車後、

以上が六国史にみられる牛車であり、それは①同車、②金銀装車、③牛車、④牛車、⑤牛車、⑥同車、⑦同車、⑧車である。このうち、③牛車は輦車の誤りと考えられている^{（藤原良房）}。なお輦車は内裏のなかで利用される車のこと、前後に轆があり、人が牽引するものであり、牛車からは外しておくこととする。六国史の史料上の表記は「同車」「金銀装車」「牛車」「車」だが、いずれも牛車と判断しておきたい。この①から⑧のうち、車種がわかるのは②金銀装車であることから、六国史において牛車は、牛車と金銀装車と区別することは可能であろう。

以上、六国史にみられる牛車は①牛車、②金銀装車である。乗車の身分は、①牛車は僧（①）皇太后（④⑤）、神祇伯

ある。

2、『西宮記』にみられる牛車

『西宮記』(巻十七、車)

輦 太子、老親王、大臣、僧正等、依^二宣旨^一乘^レ之、女官見^二彈正式^一也、

糸毛 式部卿依^二一分召^一參^レ省、乘^二庇指^三糸毛車^一、

檳榔毛 太上天皇已下四位以上通用、非參議不^レ立^レ榻、近代無^レ乘^レ用之人^一

板車 上下通用之、近代無^レ乘^レ用之人^一

筵車及種々車、任意乘^レ之、

『西宮記』にみられる車は、輦、糸毛、檳榔毛、板車、筵車である。輦は輦車のこと、皇太子・老親王・大臣・僧正(4)が宣旨を蒙つて乗るとある。宣旨は輦車宣旨で、原則は徒歩の内裏の出入りについて、輦車の許可を受けるものである。

糸毛は糸毛車のこと、式部卿が一分召の時に式部省に参上する際「庇指^三糸毛車^一」に乗る。檳榔毛は檳榔毛車のこと、太上天皇以下、四位以上の官人に通用し、非参議は榻を立てないとある。榻は乗降に利用する台を指している。檳榔毛車

は、近代には乗用の人がいないとある。板車は上下の区別なく用い、これも近代には乗用の人がいないとある。筵車および種々車は、意に任せて乗り、とくに用途を限定する車ではないとある。

以上が『西宮記』にみられる牛車である、そのうち輦は、おもに内裏に限定して使用されており、牛を懸けて利用するものではないので、やはり牛車の概念からはずしておきたい。そうすると、『西宮記』にみられる牛車とその牛車に乗る

ことができる身分は、①糸毛車（式部卿）、②檳榔毛車（太上天皇以下四位以上）、③板車（上下通用）、④筵車および種々車（任意）である。太上天皇と四位以上が牛車（檳榔毛車）に乗る点は、六国史の時期と比較しても同じであるが、特定の官職として式部卿が乗る牛車（糸毛車）がある点は、それ以前の時期とは異なる。当該期の式部卿は親王が補任されており、⑤糸毛車は親王使用の牛車とする位置づけも可能である。

3. 『新抄格勅符抄』にみられる牛車

『新抄格勅符抄』（神事諸家封戸（雑事））

太政官符 檢非違使

雑事五箇条

（中略）

一応_レ禁_二制車華美_一事

右、同前奏状稱、長保二年六月五日宣旨云、車只禁_二制華美_一、牛亦返_二給本人_一者、華美之体、儉約之法、不_レ別_二位階_一、無_レ有_二異同_一、其器物之類、随_レ人不_レ同、須_下依_二品秩_一以異_中形製_上、四位網代、五位席張、六位板車、床不_レ可_レ塗_レ内、輪只塗_二掃墨_一、凡厥塗_レ漆、不_レ得_二照耀_一、又造_二高大_一、一切禁断、然則華美自断、儉約可_レ存者、同宣、奉_レ勅、依_二先宣旨_一、只禁_二制華美照耀_一、但至_二于輓轡轂_一、公卿及小納言、弁、六衛府次将、殿上侍臣用_レ之、自余一切禁断者、

（中略）

以前条事、所_レ仰如_レ件、使宜_二承知_一、依_レ宣行_レ之、符到奉行、

参議従三位行左大弁兼勘解由長官藤原朝臣忠輔

従五位下行左大史小槻宿祢奉親

長保三年閏十二月八日

この太政官符は長保三年（一〇〇一）に出されたもので、檢非違使にあてて出された雑事五箇条のうちの一条である。車の華美を禁制する内容を持つのだが、それ以前の長保二年（一〇〇〇）六月五日宣旨は、車の華美を禁制した際、牛は本人に返すとして位階ごとの車種の異同を明記しなかった。その点を改めたこの太政官符は、器物は品秩により異なるものとして、まず位階と牛車の車種を関連づけたものである。そのほか床の内側の塗を禁じ、車輪は掃墨のみで漆を塗らずに照耀しないこと、牛車を高大に造ることを禁断している。轆轤の轂は公卿・少納言・弁、六衛府の次将、殿上の侍臣に限定し使用可としている。

『新抄格勅符抄』にみられる牛車とそれに乗る身分は、①網代（四位）、②席（筵）張（五位）、③板車（六位）であり、牛車の車種と位階が結び付けられている。牛車の乗車は、本章第一節②によって、嵯峨天皇の時代に初めて、おもに女性に許可された。許可のない男性官人も牛車に乗車することになり、宇多天皇は牛車政策を採った。寛平六年（八九四）に牛車の禁制、翌寛平七年（八九五）に男性の乗車を許可することで、貴族官人は牛車に乗ることができた。⁶この長保三年（一〇〇一）の太政官符は、位階を有する貴族官人と牛車の車種を関連づけた点に特徴がある。

六国史にみられる牛車……………①牛車、②金銀装車

『西宮記』にみられる牛車……………①糸毛、②檳榔毛、③板車、④筵車および種々車

『新抄格勅符抄』にみられる牛車……………①網代、②席（筵）張、③板車

以上、六国史の時期では①牛車と②金銀装車、『西宮記』の時期では①糸毛、②檳榔毛、③板車、④筵車および種々車、『新抄格勅符抄』の時期では①網代、②席（筵）張、③板車などの牛車の車種が存在がわかった。六国史・『西宮記』・『新抄格勅符抄』の弘仁三年（八二二）から長保三年（一〇〇一）までの間にみられる牛車は、①金銀装車、②糸毛車、

- ③ 檳榔毛車、④ 板車、⑤ 筵車、⑥ 網代車である。

二、牛車の種類

前節では、六国史・『西宮記』・『新抄格勅符抄』にみられる牛車の種類を導き出した。弘仁三年（八一二）から長保三年（一〇〇二）までの間に車種が判明する牛車は、1、金銀装車、2、糸毛車、3、檳榔毛車、4、板車、5、筵車、6、網代車の六種類である。また前節で検討した史料にはみられなかったが、「唐車」という牛車も存在するので、7、唐車として考察の対象とする。以下、順に検討してみよう。

1、金銀装車

- ① 『延喜式』（卷四十一、彈正白） 91金銀装車屋形条

凡内親王、孫王、女御、及内命婦、并參議以上、非參議三位嫡妻女子、大臣孫、並聽_レ乘_下用_二金銀_一装車屋形_上、

- ①は、内親王・孫王・女御・内命婦・參議以上と非參議三位の嫡妻女子・大臣の孫などに金銀装の屋形の牛車に乘用することを許可したものである。

- ② 『延喜式』（卷四十一、彈正白） 99裁絹絶条

凡裁_二絹絶_一為_二獵衣袴_一、縫_二白絹縑_一著_二従女衣裳_一、以_レ糸茸_レ車、及用_二金銀飾等_一、悉皆禁斷、但金泥釘、非制限。

- ②は、絹・絶で狩衣・袴を作ることや白絹・縑で従女の衣裳を縫うことの禁制のほか、「以_レ糸茸_レ車」は糸毛車、「用_二金銀飾等_一車」は金銀装車のことで、糸毛車と金銀装車を禁制したものである。

③ 『尊経閣善本影印集成』 6 西宮記 六 大永本第四ノ第九⁽⁷⁾ (九七頁)

一 太上皇御行^{供奉人表東} 上皇乘^{宇多}二御車^{檳榔前朱雀院御出^{宇多}} 一大内^{之時乘^{宇多}}ノ御車^{金飾檳榔}

③は、宇多上皇の初めての御幸が行なわれた記事で、その車は金飾檳榔である。寛平九年(八九七)八月に比定される。

④ 『吏部王記』 天慶九年(九四六) 四月二十八日条

今上即位、寅刻左褰帳麗子女王參^{行去表}二八省院、乘^{檳榔毛六両、共一両}二庇差車^{金飾、板車二両}一、従車八両、

④は、村上天皇即位のため、褰帳の麗子女王が庇差車に乗り、八省院に参上している内容である。従車八両の内訳は、檳榔毛六両(うち一両は金飾)と板車二両とある。

⑤ 『吏部王記』 天慶九年十月二十八日条

与^{微女王}三前齋王^{微女王}立^{微女王}三車^{微女王}二条路^{微女王}見物、^{庇差、金作各一両、檳榔毛五両、板車二両、}(中略)女御藤原安子朝臣車、前駆六位十人乘^{車副七下}二白馬^{皆服^{藤原}}一、五位十人上赤馬、

車副十四人・車従十二人・取物十人^{二人人替^{二人}一人登^{一人}一人持^{二人}}・走孺十人、次伊予守師氏朝臣出車、先駆六位八人・走孺

八人^{赤煮^{唐衣}}・車副手振十人・取物八人、^{无^服无^服}次右大弁源等朝臣車、前駆六位十人・走孺同上、車副等、著褐、已上女

御近親及家别当所^{出也}、次糸毛无^{服^{藤原}}庇車^{服^{藤原}}二両、檳榔金飾二両、同黒作七両、^{服^{藤原}}未刻^{服^{藤原}}従車^{服^{藤原}}従畢、朱雀大上皇^{服^{藤原}}従^{服^{藤原}}見物御

幕^還院、童子九人、^{不^服不^服}六位^{不^服不^服}・五位各五人、四位四人、導駕^{不^服不^服}御黒作^{不^服不^服}檳榔毛車^{不^服不^服}、六位二人在^{不^服不^服}御後、皆乘^{不^服不^服}御厩馬

一、

⑤は、前齋王微子女王と中務卿重明親王が、二条大路に車を立てて御褻の見物をした記事である。その車は庇差一両・金作一両、檳榔毛五両、板車二両であった。前齋王は庇差車、三品中務卿は金作車に乗車し、檳榔毛車五両と板車二両にはそれぞれの従者が乗車したと考えられる。御褻は天皇が褻を行なう儀式で、村上天皇はこのとき、鴨川に行幸している。この御褻に扈從した女御藤原安子の車、伊予守藤原師氏の出車、右大弁源等の車は、女御藤原安子の近親者や家の別

当が出車し、従車として従った牛車は糸毛無庇車二両、檳榔金飾二両、檳榔黒作七両である。村上天皇の御禊の様子は、幕内から朱雀上皇も見物しており、上皇は黒作檳榔毛車に乗車していることがわかる。

①から⑥の史料のうち、牛車の記述を抜き出してみると、次のようになる。

①用_二金銀_一装車屋形

②以_レ糸茸_レ車

用_二金銀飾等_一 (車)

③金飾檳榔 (毛車)

④庇差車

檳榔毛 (車) 六両、うち一両金飾

板車二両

⑤庇差 (車)

金作 (車)

檳榔毛 (車) 五両

板車二両

糸毛無庇車二両

檳榔金飾 (車) 二両

檳榔黒作 (車) 七両

黒作檳榔毛車

このうち、「金銀装車」に関連した牛車は、以下のものである。①金銀装車、②金銀飾等、③金飾檳榔毛車、④檳榔毛

車のうち一両は金飾、⑤金作車と檳榔金飾車があり、金作車には中務卿重明親王が乗車したとみられる。また村上天皇御禊の従車に檳榔金飾がある。

①金銀装車②金銀飾等③金飾檳榔④金飾、⑤金作(車)・檳榔金飾とあり、「金銀装車」とは、金飾檳榔、金飾、金作(車)などと表記することから、金飾の金具を施した檳榔毛車が「金銀装車」と考えられることができる。

乗車身分は、①では内親王・孫王・女御・内命婦・参議以上と非参議三位の嫡妻子・大臣の孫などを対象としている。

③宇多上皇が乗車し、⑤金銀装車と考えられる金作車には、中務卿重明親王が乗ったとみられる。金銀装車は、①の内親王・孫王・女御・内命婦・参議以上と非参議三位の嫡妻子・大臣の孫を含めて、太上天皇や親王なども乗車した⁽⁹⁾。

以上、金銀装車は、檳榔毛車に金飾の金具を施した牛車で、弘仁六年(八一五)に内親王・孫王・女御以上に乗車を許可し、そのほかに上皇や親王も乗ることができる牛車と位置づけることができる。

2, 糸毛車

①『延喜式』(巻四十一、彈正台) 92糸茸庇車

凡内親王、三位已上内命婦、及更衣已上、並聽_下乘_二糸茸有_レ庇_之車、并著_中緋牛鞆_上、

①は内親王・三位以上の内命婦・更衣以上に対して、糸を葺いて庇のある車の乗車許可の条文である。

②↓本章1, 金銀装車②『延喜式』(巻四十一、彈正台) 99裁絹絶条

「以_レ糸茸_レ車、及用_二金銀飾等_一、悉皆禁断」

③『吏部王記』承平二年(九三二)十月二十五日条

(采雀天皇)天子与_二皇太后_一同輿、臨_二幸鴨河_一修_レ禊、(中略)次左大臣出車、御匡殿別当命婦乘_レ之、(陪皇太后)前驅六位十人・五位

十人、著⁽¹⁾塵、他車副十四人、親⁽¹⁾車著麴塵袍・躑躅汗衫・布帶・脛巾・紫末深袴、亦如⁽¹⁾之服⁽¹⁾麴塵・蒲陶重唐

衣、摺裳、納履子、諸衛舍人各一人扶⁽¹⁾之、次樋童女一人、服⁽¹⁾青煮襪子、納履・車從十二人、取物八人、次左大将

出車、先駆六位二十人・下仕十人、上⁽¹⁾同・車副十四人・車從十人、取物八人、服⁽¹⁾褐衣⁽¹⁾・柳衣汗衫・紫綺文摺袴、次

右大将出車、先駆六位十六人・五位四人、在⁽¹⁾道左者乘⁽¹⁾駿馬、下仕・車副⁽¹⁾・車從皆同第一車、唯車從等服物色汗衫、次民部卿

伊望朝臣、褐衣車副⁽¹⁾・車從⁽¹⁾・取物、其下仕服⁽¹⁾赤煮桜重衣、次皇太后宮内侍車、下仕同上、車副⁽¹⁾・車從⁽¹⁾・取物、服⁽¹⁾

紫褐衣、已上五車皆紫毛金飾、有⁽¹⁾庇、次五車之從車十余乘、左大臣家有⁽¹⁾備部車、六西⁽¹⁾其⁽¹⁾金飾

③は朱雀天皇が皇太后藤原穩子とともに同輿して御禊に臨んだとある記事である。その際、左大臣藤原忠平以下が出車した牛車は紫毛金飾、庇のある牛車で、その從車は檳榔毛車六両、そのうち一両は金飾とある。

④↓本章1、金銀裝車④『吏部王記』天慶九年(九四六)四月二十八日条「乘⁽¹⁾庇差車⁽¹⁾」

⑤↓本章1、金銀裝車⑤『吏部王記』天慶九年(九四六)十月二十八日条

「庇差・金作各一両、檳榔毛五両、板車二両、⁽¹⁾糸毛无庇車二両」

⑥『西宮記』(卷八、裏書)

天曆四十二年⁽¹⁾、憲平親王皇太子入⁽¹⁾桂芳坊、左兵衛・左近、啓陣前引啓⁽¹⁾内舍人陣頭侍從、次之坊亮・大夫相分、前駆主馬

署、儲⁽¹⁾馬二疋、又引⁽¹⁾御前、太子与⁽¹⁾母御⁽¹⁾乘⁽¹⁾牛車、監差車副朝服着⁽¹⁾深履、如⁽¹⁾中宮例、大⁽¹⁾少進⁽¹⁾侍者、宮殿上人

從⁽¹⁾車後⁽¹⁾云々、

⑥は、天曆四年(九五〇)十月二十一日、憲平親王が初めて桂芳坊に入った記事である。その際、母藤原安子とともに庇差の糸毛車に同車した。なお、憲平親王の母藤原安子は薨去の際、「かくてのみやおはしまさんとて、(中略)内々に奉りつる糸毛の御車にぞ奉る」とあり、葬送に糸毛車が使用されている。⁽¹⁰⁾

⑦『日本紀略』正暦元年(九九〇)十月四日条

〔皇内親王〕
 太皇太后宮自^一資子内親王家^一、自東御院大路、西邊、三条坊西北辺也。遷^二御本宮^一、三条坊門前、高桑集。其間一町也、以^レ侍為^二車副^一、御^二糸毛御車^一、諸司諸衛供奉如^レ恒、有^二饗祿事^一、

⑦は、太皇太后宮昌子内親王が資子内親王家より遷御の際、糸毛御車に乗ったとある。

⑧『小右記』寛弘二年（一〇〇五）三月八日条

今日中宮參^{〔藤原彰子〕}給大原野社、（中略）乘^二御輿^一後騎馬女十四人、其次有^二糸毛御車^一、其次尚侍乘^二糸毛車^一、宮金造車一

両、尚侍金造車一両、次檳榔毛三十両、尚侍部車十両、又編代車二両、午剋許着^{〔藤原妍子〕}給社頭、左府着^{〔藤原朝臣〕}赤白橡表衣・打

桜下襲、乘^二唐車^一、

⑧は、中宮藤原彰子が大原野神社に行啓した記事で、その車列は御輿―糸毛車二両―金造車二両―檳榔毛車三十両―部車十両―編代車二両であった。左大臣藤原道長も唐車で同道している。

①は糸を葺き、庇のある車のことで、糸毛庇差車、②糸毛車、金銀飾、③紫毛、金飾、庇有り、④庇差車、⑤庇差・糸毛无庇車、⑥庇差糸毛などである。糸毛車は庇の有無を特徴とし、庇差車は糸毛車で庇を有する牛車のことである。また②糸毛車、金銀飾、③紫毛、金飾、庇有りとなり、糸毛車に金飾を施した糸毛金飾車もある。

糸毛車の乗車身分は、①内親王・三位以上の内命婦・更衣以上限定され、③御匣殿別当藤原貴子、④左褰帳麗子女王、⑤前斎王微子女王、⑥女御藤原安子、⑦太皇太后宮昌子内親王、⑧尚侍藤原妍子など、後宮女官や即位式の褰帳を務める女性、前斎王、女御、太皇太后宮などである。京樂真帆子は、糸毛車よりも檳榔毛車のほうが格が高いと述べている^{〔11〕}。だが、糸毛車は『延喜式』では内親王・三位以上の内命婦・更衣以上限定し、なおかつ禁断の対象であることから、格の高さは檳榔毛車よりも勝る牛車といえる。

なお、糸毛車は藤原忠平（八八〇〜九四九）の青糸毛車が著名であるが、同時代にその名称はみられない。

3, 檳榔毛車

① ↓本章1, 金銀裝車③ 『尊經閣善本影印集成』 6 西宮記 六 大永本第四〓第九』 (九七頁)

「上皇乘_二御車_一」檳榔前朱雀院初出_二大内之時乘_二金飾檳榔_一」

② ↓本章1, 金銀裝車④ 『吏部王記』 天慶九年(九四六) 四月二十八日条

「從車八両、檳榔毛六両、其一両金飾、板車二両、」

③ ↓本章1, 金銀裝車⑤ 『吏部王記』 天慶九年(九四六) 十月二十八日条

「与_二前齋王_一立_二車二条路_一見物、庇差・金作各一両、檳榔毛五両、板車二両、」
「次糸毛无庇車二両、檳榔金飾二両、同黒作七両」 「導駕_二御黒作檳榔毛車_一」

④ ↓本章2, 糸毛車③ 『吏部王記』 承平二年(九三三) 十月二十五日条

「次五車之從車十余乘、左大臣家有_二檳榔車六両_一、其一金飾、」

⑤ 『小右記』 長徳元年(九九五) 五月七日条

権大納言道頼使扶範朝臣示送云、故関白御服装束、以_二汝故殿例_一可_レ為_二其規模_一者、申_二達彼間事等_一、又云、可_レ用_二檳榔毛車_一否、修理権大夫安親云、以_二檳榔_一染_二鈍色_一若用_二古弊檳榔毛車_一者、余答云、染_レ檳甚無_二便宜_一、雖_レ用_二古弊_一又以相同、檳榔毛法条之無_二所見_一、被_レ用_二莛張_一如何、重服莛張上塗墨、雖_レ不_レ塗亦被_レ用_二莛張_一宜坎、又答報云、所_二示送_一最上件也者、

⑤は、四月十一日に薨去した関白藤原道隆の服喪期間中の御服装束の問い合わせで、権大納言藤原道頼は、藤原実資の祖父で養父でもある藤原実頼の薨去後の規模に准ずるとして、その間の事を伝えてもらっている。また檳榔毛車の使用の問い合わせもあり、修理権大夫藤原安親は、檳榔を鈍色に染めるか古弊の檳榔毛車を用いると発言した。それに対し、藤

原実資は、檳榔を染めること、古弊の車を利用するのはよろしくない。檳榔毛車に関しての法規はなく、莖張車の使用を提案し、道頼に受け入れられている。

⑥ 『枕草子』(二九段)

檳榔毛はのどかにやりたる。いそぎたるはわろく見ゆ。

⑦ 『枕草子』(五七段)

よき家、中門あけて、檳榔毛の車しろくきよげなるに、蘇芳の下簾にほひいときよらにて、榻に打かけたるこそめでたけれ。

⑦は良い家の象徴に檳榔毛車をあげる。檳榔毛車は白くきよげで、蘇芳の下簾の匂いもきよらか、乗降に利用する榻に牛車の轅を置いた姿は素晴らしいとある。

⑧ ↓本章2, 糸毛車 『小右記』寛弘二年(一〇〇五)三月八日条「檳榔毛三十両」

①金飾檳榔、②檳榔毛六両、其一両金飾、③檳榔毛五両、檳榔金飾二両、④檳榔車六両、其一金飾、⑤檳榔毛車とあり、⑥檳榔毛車はゆるやかに進行させるもので、⑦檳榔毛車は白くきよげなるものが良しとされている。このうち、①金飾檳榔、③檳榔金飾、④金飾、などある金銀装車は、元は檳榔毛車に金飾をほどこした牛車であろうことは、すでに1. 金銀装車で述べている。

檳榔毛車の乗車身分は、③④は出車による車列であり、野田有紀子によって出車は広く公卿に分配されたものと指摘されている。⁽¹²⁾このことから、公卿が所有する牛車の多くが檳榔毛車であったことが推察される。⑤服喪中の檳榔毛車の使用可否について、権大納言藤原道頼が藤原実資の判断を仰いでいることから、服喪以外に公卿が乗用とする牛車が檳榔毛車であったこともわかる。

なお牛車に関連して、『延喜式』(巻十七、内匠寮)24牛車条は、牛車の部材を記したものである。それには主たる材料

の檳榔毛をあげておらず、「毛料染苧四十四両」「染料茜大三百斤」などあり、苧を染める料があげられ、染料として茜があがっている。檳榔毛は「白くきよげなる」ものであるので、『延喜式』の牛車は糸毛を染める材料を記したもので、部材から牛車の種類を類推すると、それは糸毛車のことを指すのではないだろうか。

4, 板車

①↓本章1, 金銀装車④『吏部王記』天慶九年(九四六)四月二十八日条

「檳榔毛六両、其一両金飾、板車二両、」

②↓本章1, 金銀装車⑤『吏部王記』天慶九年(九四六)十月二十八日条

「庇差・金作各一両、檳榔毛五両、板車二両、」

板車は、儀式における車列に使われており、そのほかにはみられない。

5, 筵車

①『枕草子』(一一七段)

侘しげに見ゆるもの(中略)雨ふらぬ日、張筵したる車。

②『小右記』永観二年(九八四)十二月十九日条

或者云、大納言為先妻乘^(光)輦^(藤原伊女方)參内、仮三名於一条尼君^(重子女生)云々、又大納言乘^(到)筵^(重子)張車^(到)一列^(到)朔平門陣下云々、件両事可^(到)

大奇一事也、

②は大納言藤原為光の妻が輦車に乗り参内したが、それは一条尼君の名を借りたものであったという。また大納言藤原為光が筵張車で朔平門の陣の下まで到った。宮城門を通過して朔平門に到るには輦車宣旨や牛車宣旨を必要としたが、その宣旨を蒙らずに「侵入」したことに加えて、粗末な筵張車であったことは、たいへんな驚きをもって伝えられている。

③『円融院御灌頂記』『大日本史料 第二編之一』

第七代僧正法務寛朝 付十七人、

第三円融法皇御諱寛如、御年卅、即位法務大僧正、落髪後四箇年、御年二十七、寛朝、自藤原院、移住円融院。

右、永延二年三月九日、庚寅、水、星於東寺灌頂院一授与之、色衆八十三口之中、僧綱三口、色衆為体、

先一日堂莊嚴事 当日、午刻、渡灌頂院、支分沙汰了、当日法皇御筵帳御車、懸青色御簀、下簾等、供奉御前、

自始左大臣、源賴朝卿十四人、自余散位公達数十騎、又僧殿上、始自穆算僧都、阿闍梨内供等数十騎、是則天台僧也、

東南門闔外、自御車下、御步行、自東室馬道出御、入西院、

③は、永延二年（九八八）三月九日、円融法皇が灌頂を受ける際、東寺東南門の外で筵張車を下り、西院まで歩行したとある。両部灌頂を受けたのちは、輿に乗って西院に入っている。

④↓本章3、檳榔毛車『小右記』長徳元年（九九五）五月七日条

以上、筵張車は①雨の時に用いる牛車であり、②密々の行動にも使われ、③円融法皇も乗ることがあり、④服喪期間に用いられる牛車であった。

6、網代車

①『枕草子』（二一九段）

網代あじろははしらせたる。人の門かどの前まへなどよりわたりたるを、ふと見みやる程ほどもなく過すて、ともの人ひとばかりはしるを、誰たれならんと思おもふこそおかしけれ。ゆるくと久ひさしくゆくは、いとわろし。

② 『栄花物語』(巻一、月の宴)

(安和二年)三月二十六日にこの左大臣殿さだみねのみやに檢非違けびみじ使うち囲かこみて、宣命せんめい読みよみののしりて、「朝廷みかどを傾かたむけたてまつらんとかまふる罪つみによりて、大宰権帥ださいのこんのそちになして流ながし遣つかはず」といふことを読みよみのしる。今は御位みくらゐもなき定ぢやうなればとて、網代車あじろぐるまに乗ませてまつりて、ただ行きゆきに率ひらててまつれば、

③ 『栄花物語』(巻八、はつはな)

花山院はなやまのいんの御車みぐるまは金の漆うるしなどいふやうに塗ぬらせたまへり。網代あじろの御車みぐるまをすべてえもいはず造つくらせたまへり。さはかうもすべかりけりと見えたり。

④ 『小右記』寛仁四年(一〇二〇)九月十六日条

参内まゐりいり、未三いま、宰相乘さいそうのり二車くるま後のち、陽明門やうめいもん編代車あむらひぐるま二両立にりやうたて、一両いちりやう大納言おほののり信のぶ、往古むかし不し見事みごと也なり、一車いちくるま者立ものたて二四よ条大納言おほののり車くるま坎か、今いま二両立にりやうたて、其下そのした、斎信公さいのぶのきみ任に卿きみ着き直衣ちよく二在あ殿上とのみ、大納之公おほののりのきみ任に卿きみ、参議まうぎ道方みちかた・通任とむに・経通けいとむ同在おな殿上とのみ、見み余あま参入まゐりいり一いち斎信さいのぶ卿きみ退ひ、陽明門やうめいもん車くるま并なら白しろ盡は殿上とのみ着き直衣ちよく二交ま二坐上ま達部中たつべのちゆう二等事にとうじ太奇たいき佐由さゆ示し二公任こうに卿きみ、答こたへ云い、極奇ごくき事こと也なり、初出居はつしゅつぐ御読みよみ経けい僧そう後のち、々また又来また二殿上とのみ、不し知し二物情ものじやう一いち坎か云々、

⑤ ↓本章2、糸毛車『小右記』寛弘二年(一〇〇五)三月八日条「編代車二両」

①は、網代車は疾駆はやかさせるのが良いとされ、『枕草子』の時代にはよく見られた光景ひかりげいと考えられる。②は、源高明げんあきが大宰権帥ださいのこんのそちとして下向したむかひする際に網代車に乗せられたとある。実際のところ、網代車が利用されたのか史料は全く不明である。

③は、花山院はなやまのいんが網代車あじろぐるまを工夫くわふした話である。寛弘二年(一〇〇五)四月二十日に比定ひぢやうされる。④は、陽明門やうめいもんに編代車あむらひぐるま二両が駐車ちぐるまされており、一両は藤原齊信ふじのらふの牛車うしぐるまと判明はんめいし、もう一両は藤原公任ふじのらふの車くるまかとしている。藤原齊信ふじのらふは直衣姿ちよくさで殿上とのみに

おり、藤原実資が入る様子を見て退出した。白昼堂々、陽明門に編代車を駐車することや、殿上での直衣姿は、奇怪なごとと記主の実資による感想が記されている。⑤大原野神社への行啓に際して、網代車が出されている。

以上、網代車は、①疾駆させるのに適した実用的な車であること、④公卿が参内のために使用するものではなく、また陽明門に駐車できる等級の牛車ではないこと、⑤これまでみてきた儀式における車列では出車されてきたことはない、などの点は指摘できよう。

7、唐車

①『小右記』寛和元年（九八五）二月二十三日条

伝聞、昨日僧正寛朝参_二観音院_一、乘_二唐車_一、前駆法師・童其数々多、皆着_二綾羅_一云々、天下之人尤所_レ驚_レ奇、

①は、僧正寛朝は観音院へ唐車で赴いた際に、大勢の法師や童が前駆となり、みな綾羅を着用したと記されている。この行列に、みなあやしみ驚いたとある。

②『日本紀略』寛和元年（九八五）九月十九日条

是日也、後太_上法皇自_二堀河院_一遷_二御田融院_一、公卿以下布衣、朝衣相交、前駆僧十人、皆著_二織物・笠等_一、列_二此中_一、法皇唐御車也、

②田融法皇が田融院に遷御の際、布衣や朝衣の公卿、織物や笠を着用した前駆の僧十人らがその行列に加わり、法皇は唐車に乗ったとある。

③『小右記』永祚元年（九八九）三月二十三日条

撰政乘_二唐車_一也、（藤原兼家）
新造

③は摂政藤原兼家が、新造の唐車に乗車した記事である。

④『小右記』永祚元年（九八九）十一月二十二日条

新冠親王被_レ参_二冷泉院_一、（中略）親王乘_二唐車_一、（親王著_二黄衣_一）

④は、冷泉上皇の第三親王、為尊親王が元服後、唐車で冷泉院に参上した記事である。為尊親王の母は、摂政藤原家の娘超子で、この前日、親王は摂政藤原兼家の二条第で元服している。

⑤『栄花物語』（巻四、みはてぬゆめ）

さて、その年の内に、長谷寺に詣_レらせたまひぬ。（中略）院は唐の御車に奉_レれり。

⑤は、正暦二年（九九一）十月十五日、東三条院藤原詮子が長谷寺に参詣した際に、唐車に乗車したという。

⑥『枕草子』（二五九段）

御車_{くろま}ごめに十五、四つは尼_{あま}の車、一の御車は唐車_{から}なり。それにつぎきてぞ尼_{あま}の車、後口_{しりぐち}より水晶_{すいきやう}の数珠_ず、薄墨_{うすすみ}の裳_も、袈裟_{けさ}、衣_{きぬ}、いとみじくて、簾_{すだれ}はあげず、下簾_{したすだれ}も薄色_{うすいろ}の、裾_{すそ}すこし濃_こき、つぎに女房_{によう}の十、桜_{さくら}の唐衣_{からぎぬ}、薄色_{うすいろ}の裳_も、濃_こき衣_ぬ、香染_{かうぞめ}、薄色_{うすいろ}の表着_{うへぎ}ども、いみじうなまめかし。

⑥は、藤原道隆が法興院の積善寺において一切経供養を行なったもので、正暦五年（九九四）二月に比定される。東三条院藤原詮子のお迎えのため、藤原道隆をはじめ殿上人、地下の人々もあつまつた。女院の一行は車十五両で、そのうち四つは尼の車、第一の車には女院が乗り、それは唐車であった。

⑦↓2、糸毛車『小右記』寛弘二年（一〇〇五）三月八日条

「左府着_二赤白_一橡表衣・打桜下襲_一、乘_二唐車_一」

⑦は左大臣藤原道長は唐車に乗ったとある記事である。

⑧『小右記』長和三年（一〇一四）十二月二十五日条

又命云、檳榔太難レ得、諸卿云、用唐車^一何如、汝未^レ関^二此儀^一如何者、答云、上古檳榔毛車毎年不^二改調^一、随^二損壞

一 改替、有^二何事^一乎、依^二毎年改張^一、自^レ為^二難^レ得物^一、一生^二唐車^一不^二甘心申^一、(中略) 大納言任、中納言俊實合、乘^二牛車^一次、俊賢云、唐車事^一日有^二斯議^一、悉^レ被^二同^一此議^一、而俊賢二人不^レ請申^一、誠^二公任

言云、依^二檳榔難^レ得^一、所^レ難^レ也者、作^二唐車^一之費不可^レ取云

⑧は、檳榔毛が手に入らず、諸卿は唐車にはどうかと言う。この議論に加わることのなかった藤原実資はどう思うのか、と藤原道長が聞いてきた内容である。藤原実資は、上古の檳榔毛車は損壞ごとに改替しており、檳榔毛が手に入らないのは、毎年改張するからである、また唐車は甘心しないと発言している。藤原実資は大納言藤原公任と中納言源俊賢とを実資の車に便乗させたついでに、二人からその話を聞いている。源俊賢は、唐車については(十二月か)一日に議があり、ほぼ同じ議論のうえ、源俊賢一人が賛成しなかったと語った。藤原実資は、藤原公任に対して、藤原道長を慮り源俊賢と同じ意見にしなかったのか、また先日同意したこととは何かを質問した。藤原公任は檳榔毛が手に入りにくいという道長の意見に同意したままで、唐車を製作する費用にまで思い至らなかったと語っている。

以上、唐車は①僧正寛朝、②円融法皇、③為尊親王、④撰政藤原兼家、⑤⑥東三条院藤原詮子、⑦左大臣藤原道長などが乗った。①寛朝は、祖父宇多上皇のもとで修行した僧で、父は敦実親王である。このとき僧正の身分である。②円融法皇は、永観二年(九八四)八月二十七日に讓位した際に、堀河院に留まり、後院の円融院に遷御の際、唐車を使用した。③為尊親王が元服後に唐車に乗っており、親王は冷泉上皇の子で、撰政藤原兼家の孫である。④のうち唐車は藤原兼家によって新造、自身が乗用した。⑤⑥藤原兼家の子で、夫の円融天皇に伴い出家した東三条院藤原詮子も唐車を使用している。⑦藤原兼家の子道長も唐車を使用した。①②⑤⑥の事例から、唐車は僧正や法皇、女院などが使用したが、撰政兼家の孫や撰政藤原兼家、兼家の子藤原道長も使用し、兼家の係累が乗用する牛車といえる。⑧は、藤原道長が檳榔毛が手に入りにくい状況から唐車に乗ることを諸卿に提案したが、源俊賢や藤原実資によって拒否されている。京樂真帆子は、「長和三年、左大臣として政界のトップに立った道長は、自らの権威を表すために、檳榔毛車よりも格の高い唐車に乗り

たい」「自分が左大臣として唐車に乗ることを恒例としたいと考えた」と述べる⁽¹³⁾。しかしながら、藤原道長が諸卿に尋ねた理由は、檳榔毛車から唐車へ、公卿が乗用する牛車の型式の変更を持ちかけたとみるべきである⁽¹⁴⁾。

むすび

以上、九・十世紀の牛車の種類と乗車身分について考察した。

第一章では、六国史、『西宮記』、『新抄格勅符抄』にみられる牛車について、1、金銀装車、2、糸毛車、3、檳榔毛車、4、板車、5、筵車、6、網代車の六種と、同じ時期にみられる7、唐車を加え、計七種類の牛車を抽出した。それぞれの検討については、ここでは繰り返さない。

第二章では、第一章で導き出した牛車について、以下の通り考察した。

1、金銀装車は、弘仁六年（八一五）を初見とする。内親王・孫王・女御以上に乗車を許可している。金銀装車について、本論では檳榔毛車に金飾の金具を施した牛車と結論づけている。

2、糸毛車は、内親王・三位以上の内命婦・更衣以上に限定し、なおかつ禁断の対象となった車種である。その初見は十世紀初頭である。

3、檳榔毛車は、弘仁六年（八一五）初見の金銀装車から金飾金具を取り外したもので、牛車の始源と考えられる。喪中の檳榔毛車の利用可否の判断からは、公卿が乗用した牛車が檳榔毛車であったことの有力な材料となり得る。弘仁六年勅は、本来の主旨からはずれ、参議に任じられると牛車を製作、乗用できる解釈を生み出した。そのことは、筆者が以前にも指摘している⁽¹⁵⁾。

4、板車は、筆者の検討した史料の範囲では、十世紀半ばの事例に限られ、儀式の車列のみにみられる。

5. 筵車は、雨の場合のほか、密々の行動や法皇も乗ることがあり、服喪期間に用いられる牛車である。その初見は、十世紀末である。

6. 網代車は、きわめて実用的な車である。参内のために公卿が網代車を使用することはなく、したがって公卿が参内に利用する陽明門に駐車できる牛車でもない。その初見は十世紀末であり、それまで儀式の車列に出車されてきたこともない車種である。

7. 唐車は、僧正や法皇、女院などが使用し、親王、摂政藤原兼家、藤原道長も使用した。その初見は九八五年で、十世紀末である。

筆者の考察により牛車の車種は、九世紀初頭に金銀装車（檳榔毛車）、十世紀初頭に糸毛車、十世紀半ばに板車、十世紀末に筵車・網代車・唐車の順に登場したことになる。

註

- (1) 佐伯有清「貴族と農民と牛」(『牛と古代人の生活』至文堂、一九六七年)一六八～九頁。遠藤元男「牛車の時代」(『路と車』日本人の生活文化史五、毎日新聞社、一九八〇年)五二～七三頁。倉田実「平安貴族の乗り物」山中裕・鈴木一雄編『平安時代の信仰と生活』(至文堂、一九九五年)一一一～七頁。加藤友康「くるまの比較史」(『アジアのなかの日本史VI 文化と技術』東京大学出版会、一九九三年)九四～六頁、同「日本古代の牛車と荷車」(『車』東京大学公開講座六八、東京大学出版会、一九九九年)一九二～三頁、同「日本古代における交通・輸送と車」(『古代交通研究』一三、二〇〇三年)六一～三頁。石坂妙子「平安時代の交通手段―輿車・馬・船―」(倉田実・久保田孝夫編『平安文学と隣接諸学』7 王朝文学と交通)竹林舎、二〇〇九年)一一〇頁。櫻井芳昭『ものと人間の文化史 160 牛車』(法政大学出版局、二〇一二年)一一二～三三頁。京樂真帆子「平安京における牛車文化―ミヤコを走る檳榔毛車―」(仁木宏編『日本古代・中世都市論』吉川弘文館、二〇一六年)京樂真帆子「牛車で行こう! 平

安貴族と乗り物文化」(吉川弘文館、二〇一七年) 六～七頁。

- (2) 遠藤元男は、十～十二世紀の牛車の検討を試み、檳榔毛車は九三〇年以後とする点は、筆者の考察と異なる。註(1) 前掲論文。
- (3) 渡辺直彦「藏人方行事と輦車宣言」(増訂版 日本古代官位制度の基礎的研究) 吉川弘文館、一九七八年) 五八九頁。
- (4) 渡辺直彦前掲論文註(3)「藏人方行事と輦車宣言」、中村義雄「輦車入らしめよ―輿と輦車と牛車と―」(『陽明叢書国書篇源氏物語』月報9、一九八一年)。拙稿「輦車宣言について」(『史学論集』二二号、一九九一年)。法政大学延喜式攷究会「延喜雜式の研究」(『延喜式研究』七号、一九九二年のうち、齋藤融執筆部分「一輦車条・乗車条―付・キサキについて―」四五～六頁。西本昌弘「建部門参向者交名をめぐる憶説」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年、初出は一九九五年) 一四八～五四頁。下向井龍彦「徒歩の実資、乗車の実資―『小右記』長和二年二月十二日条から―」(『日本歴史』七二二号、二〇〇七年) 四〇～一頁。佐藤宗諱先生退官記念論文集刊行会編「親信卿記の研究」思文閣出版、二〇〇五年、「55 輦車宣言」(柴田博子執筆部分) 二二八～三〇頁。
- (5) 安田政彦「平安時代の式部卿」(『平安時代皇親の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九二年) 二二九～五二頁。
- (6) 拙稿「平安前期の牛車と官人統制」(『日本歴史』七八三号、二〇一三年) 五～八頁。
- (7) 八木書店、一九九五年。
- (8) 野田有紀子は、出車は元は公卿から出された車の意で、朝廷の公的な儀式を含めたさまざまな行事に際して、乗る女性の身分に応じた車などが公卿、殿上人、諸大夫に分配されたものであった。同「行列空間における女性―出車を中心に―」(『古代文化』五六一五、二〇〇四年) 四～五頁。
- (9) 『采花物語』(巻一、月の宴)。
- (10) 先に掲げた④⑤の車列からは、ある程度の牛車の等級付けができる。④の庇差車―檳榔毛車六両(うち一両金飾)―板車の車列は、庇差車は即位式に関わる褰帳の麗子女王が乗車しており、檳榔毛車六両と板車二両はその従車に位置づけられる。そして、④檳榔毛車六両のうち一両は金飾とあることから、金飾の檳榔毛車は「金銀装車」と「檳榔毛車」の双方に属すもので、乗車の身分によっては位置づけが異なる場合もある。庇差車―檳榔毛車・板車の車列の順は、乗車の身分の高い順であり、そのことは牛車の等級も示している。車列の順が牛車の等級を示す点は、⑤庇差車・金作車 檳榔毛車・板車も同様で、庇差車と金作車は檳榔毛車・板車より上位に位置したことが考えられる。このうち金作車と檳榔毛車は、「金銀装車」と「檳榔毛車」であり、「金銀装車」がも

とは檳榔毛車に金飾を施したものとすれば、同位の位置にある牛車である。この場合、金作車には重明親王が乗ったことから、金作車は檳榔毛車より上位に位置するとみる。また⑤は村上天皇の御禊の従車だが、糸毛無尻車―檳榔金飾―檳榔黒作の等級があるとみられる。

(11) 京樂真帆子註(1) 前掲論文、八七頁。

(12) 野田有紀子註(8) 前掲論文、四〇七頁。

(13) 京樂真帆子註(1) 前掲論文、九〇一頁。

(14) それより以前、長和元年(一〇一二)閏十月二十七日、大嘗会御禊において皇太后宮の女房が乗車した唐車三両は、それぞれ藤原道綱・藤原頼通・藤原教通が出車している。藤原隆家らが出車した車も含めた六両の車について、『御堂関白記』同日条には「件六車其様雖似例車、甚以奇恠、風流非以詞可云、所未見也、目耀心迷、非可書記」とある。藤原道長は、六両の車はいつもの車に似ているものの、その風流さには言葉も見つからず、書き記すこともできないと記すほどであった。唐車を含む牛車に、心を奪われた心情を語っている。また、『御堂関白記』寛仁二年(一〇一八)三月十四日条の記事によると、美濃守藤原泰通の妻小式部が下向の際、唐車を給している。藤原道長が唐車に心奪われて以来、藤原実資らに唐車への型式の変更を持ちかけたり、国司の妻の下向に唐車を給するなどしているが、唐車の製作は費用のかかるものであったらしい。

(15) 拙稿註(6) 前掲論文、三頁。